第１号議案

令和３年度決算報告（案）
並びに
監査報告に関する件

正味財産増減計算書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益社団法人　東京都介護福祉士会　　（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	3,881	4,345	△ 464
受取利息	3,581	4,045	△ 464
受取配当金	300	300	0
受取会費	6,010,000	6,464,000	△ 454,000
受取年会費	5,935,000	6,394,000	△ 459,000
受取賛助会費	75,000	70,000	5,000
事業収益	10,611,821	9,722,241	889,580
研修会費収益	2,298,360	3,821,310	△ 1,522,950
研修手数料収益	0	182,000	△ 182,000
委託料収益	8,111,461	5,464,431	2,647,030
協賛金収益	187,000	253,000	△ 66,000
監修費収益	15,000	0	15,000
出版物販売収益	0	1,500	△ 1,500
受取寄付金	320,198	1,548,030	△ 1,227,832
受取寄付金	0	418,340	△ 418,340
受取寄付金振替額	320,198	1,129,690	△ 809,492
雑収益	1,000,000	2,008,000	△ 1,008,000
雑収入	1,000,000	2,008,000	△ 1,008,000
経常収益計	17,945,900	19,746,616	△ 1,800,716
(2)経常費用			
事業費	16,601,743	18,906,721	△ 2,304,978
給料手当	438,455	6,975,931	△ 6,537,476
退職金	239,343	0	239,343
法定福利費	27,920	1,175,277	△ 1,147,357
福利厚生費	4,750	122,871	△ 118,121
旅費交通費	147,953	345,720	△ 197,767
消耗品費	5,648	29,846	△ 24,198
事務用品費	84,392	83,492	900
図書教育費	63,766	111,340	△ 47,574
リース料	696,366	550,902	145,464
会議費	441	8,052	△ 7,611
修繕費	0	114,950	△ 114,950
印刷製本費	2,574,147	2,425,123	149,024
光熱水料費	163,923	244,367	△ 80,444
保険料	35,135	0	35,135
地代家賃	0	129,884	△ 129,884
諸謝金	4,554,677	2,760,591	1,794,086
支払手数料	885,191	934,253	△ 49,062
管理費	333,480	333,480	0

会場利用料	487,935	944,765	△ 456,830
雑費	6,719	1,200	5,519
通信運搬費	1,145,777	958,088	187,689
委託料	4,342,337	0	4,342,337
租税公課	59,200	352,400	△ 293,200
減価償却費	304,188	304,189	△ 1
管理費	1,775,594	2,277,795	△ 502,201
給料手当	23,077	367,154	△ 344,077
退職金	12,597	0	12,597
法定福利費	1,470	61,857	△ 60,387
福利厚生費	250	6,467	△ 6,217
旅費交通費	1,120	43,780	△ 42,660
消耗品費	297	1,571	△ 1,274
事務用品費	4,442	4,394	48
会議費	0	774	△ 774
印刷製本費	0	14,207	△ 14,207
光熱水科費	8,628	12,861	△ 4,233
保険料	355	0	355
支払手数料	0	1,100	△ 1,100
会場利用料	0	13,200	△ 13,200
通信運搬費	60,304	203,120	△ 142,816
渉外費	5,000	27,000	△ 22,000
顧問料	1,392,600	1,400,300	△ 7,700
委託料	228,544	0	228,544
租税公課	20,900	104,000	△ 83,100
減価償却費	16,010	16,010	0
経常費用計	18,377,337	21,184,516	△ 2,807,179
当期経常増減額	△ 431,437	△ 1,437,900	1,006,463
2. 経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
固定資産除却損	0	318,451	△ 318,451
経常外費用計	0	318,451	△ 318,451
当期経常外増減額	0	△ 318,451	318,451
他会計振替高	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 501,437	△ 1,826,351	1,324,914
一般正味財産期首残高	5,067,650	6,894,001	△ 1,826,351
一般正味財産期末残高	4,566,213	5,067,650	△ 501,437
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
(1)一般正味財産への振替額	△ 320,198	△ 1,129,690	809,492
一般正味財産への振替額	△ 320,198	△ 1,129,690	809,492
当期指定正味財産増減額	△ 320,198	△ 1,129,690	809,492
指定正味財産期首残高	35,826,202	36,955,892	△ 1,129,690
指定正味財産期末残高	35,506,004	35,826,202	△ 320,198
Ⅲ 正味財産期末残高	40,072,217	40,893,852	△ 821,635

正味財産増減計算書内訳書

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日まで

公益社団法人　東京都介護福祉士会　　（単位:円）

科目	公益目的事業会計 公1	収益事業等会計 収1	法人会計	内部取引消去	合計
Ⅰ　一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	3,881	0	0		3,881
受取利息	3,581	0	0		3,581
受取配当金	300	0	0		300
受取会費	3,042,500	0	2,967,500		6,010,000
受取年会費	2,967,500	0	2,967,500		5,935,000
受取賛助会費	75,000	0	0		75,000
事業収益	10,611,821	0	0		10,611,821
研修会費収益	2,298,360	0	0		2,298,360
委託料収益	8,111,461	0	0		8,111,461
協賛金収益	187,000	0	0		187,000
監修費収益	15,000	0	0		15,000
受取寄付金	302,854	1,334	16,010		320,198
受取寄付金振替額	302,854	1,334	16,010		320,198
雑収益	945,833	4,167	50,000		1,000,000
雑収入	945,833	4,167	50,000		1,000,000
経常収益計	14,906,889	5,501	3,033,510		17,945,900
(2) 経常費用					
事業費	16,571,754	29,989	0		16,601,743
給料手当	436,532	1,923	0		438,455
退職金	238,293	1,050	0		239,343
法定福利費	27,798	122	0		27,920
福利厚生費	4,729	21	0		4,750
旅費交通費	147,953	0	0		147,953
消耗品費	5,623	25	0		5,648
事務用品費	84,022	370	0		84,392
図書教育費	63,766	0	0		63,766
リース料	696,366	0	0		696,366
会議費	441	0	0		441
印刷製本費	2,574,147	0	0		2,574,147
光熱水料費	163,204	719	0		163,923
保険料	34,780	355	0		35,135
諸謝金	4,554,677	0	0		4,554,677
支払手数料	885,191	0	0		885,191
管理費	333,480	0	0		333,480
会場利用料	487,935	0	0		487,935
雑費	6,719	0	0		6,719
通信運搬費	1,140,752	5,025	0		1,145,777
委託料	4,323,292	19,045	0		4,342,337
租税公課	59,200	0	0		59,200
減価償却費	302,854	1,334	0		304,188
管理費	0	0	1,775,594		1,775,594
給料手当	0	0	23,077		23,077
退職金	0	0	12,597		12,597
法定福利費	0	0	1,470		1,470

福利厚生費	0	0	250		250
旅費交通費	0	0	1,120		1,120
消耗品費	0	0	297		297
事務用品費	0	0	4,442		4,442
光熱水科費	0	0	8,628		8,628
保険料	0	0	355		355
通信運搬費	0	0	60,304		60,304
渉外費	0	0	5,000		5,000
顧問料	0	0	1,392,600		1,392,600
委託料	0	0	228,544		228,544
租税公課	0	0	20,900		20,900
減価償却費	0	0	16,010		16,010
経常費用計	16,571,754	29,989	1,775,594		18,377,337
当期経常増減額	△ 1,664,865	△ 24,488	1,257,916		△ 431,437
2. 経常外増減の部					
(1)経常外収益					
経常外収益計	0	0	0		0
(2)経常外費用					
固定資産除却損	0	0	0		0
経常外費用計	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0		0
他会計振替高	0	0	0		0
法人税、住民税及び事業税	0	0	70,000		70,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,664,865	△ 24,488	1,187,916		△ 501,437
一般正味財産期首残高	－	－	－		5,067,650
一般正味財産期末残高	－	－	－		4,566,213
Ⅱ 指定正味財産増減の部					
(1)一般正味財産への振替額	△ 302,854	△ 1,334	△ 16,010		△ 320,198
一般正味財産への振替額	△ 302,854	△ 1,334	△ 16,010		△ 320,198
当期指定正味財産増減額	△ 302,854	△ 1,334	△ 16,010		△ 320,198
指定正味財産期首残高	－	－	－		35,826,202
指定正味財産期末残高	－	－	－		35,506,004
Ⅲ 正味財産期末残高	－	－	－		40,072,217

貸 借 対 照 表

令和 4年 3月31日現在

公益社団法人 東京都介護福祉士会　　（単位:円）

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金	0	124,685	△ 124,685
普通預金	6,220,330	758,221	5,462,109
未収入金	91,140	30,000	61,140
前払費用	0	0	0
流動資産合計	6,311,470	912,906	5,398,564
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金	10,000,000	15,003,254	△ 5,003,254
定期貯金	10,000,000	10,000,000	0
土地	7,078,915	7,078,915	0
基本財産合計	27,078,915	32,082,169	△ 5,003,254
(2)特定資産			
建物	8,352,092	8,584,232	△ 232,140
建物付属設備	68,128	156,186	△ 88,058
工具・器具・備品	6,869	6,869	0
特定資産合計	8,427,089	8,747,287	△ 320,198
(3)その他固定資産			
出資金	10,000	10,000	0
その他固定資産合計	10,000	10,000	0
固定資産合計	35,516,004	40,839,456	△ 5,323,452
資産合計	41,827,474	41,752,362	75,112
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	31,176	0	31,176
未払費用	1,594,881	133,832	1,461,049
前受金	0	263,480	△ 263,480
預り金	0	38,798	△ 38,798
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	59,200	352,400	△ 293,200
流動負債合計	1,755,257	858,510	896,747
2 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	1,755,257	858,510	896,747
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産	35,506,004	35,826,202	△ 320,198
(うち基本財産への充当額)	(27,078,915)	(27,078,915)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(8,427,089)	(8,747,287)	(△320,198)
指定正味財産合計	35,506,004	35,826,202	△ 320,198
2 一般正味財産	4,566,213	5,067,650	△ 501,437
(うち基本財産への充当額)	(0)	(5,003,254)	(△5,003,254)
一般正味財産合計	4,566,213	5,067,650	△ 501,437
正味財産合計	40,072,217	40,893,852	△ 821,635
負債及び正味財産合計	41,827,474	41,752,362	75,112

令和 4年 3月31日現在

財務諸表に対する注記

1.重要な会計方針

(1)固定資産の減価償却方法

建物、ソフトウェア	定額法による減価償却を実施している。
建物付属設備、工具・器具・備品	定率法による減価償却を実施している。

(2)リース取引の処理方法

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっている。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式による。

2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	15,003,254	20	5,003,274	10,000,000
定期積金	10,000,000	0	0	10,000,000
土地	7,078,915	0	0	7,078,915
小計	32,082,169	20	5,003,274	27,078,915
特定資産				
建物	8,584,232	0	232,140	8,352,092
建物付属設備	156,186	0	88,058	68,128
工具・器具・備品	6,869	0	0	6,869
小計	8,747,287	0	320,198	8,427,089
合計	40,829,456	20	5,323,472	35,506,004

3.基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,000,000	(10,000,000)	(0)	(0)
定期積金	10,000,000	(10,000,000)	(0)	(0)
土地	7,078,915	(7,078,915)	(0)	(0)
小計	27,078,915	(27,078,915)	(0)	(0)
特定資産				
建物	8,352,092	(8,352,092)	(0)	(0)
建物付属設備	68,128	(68,128)	(0)	(0)
工具・器具・備品	6,869	(6,869)	(0)	(0)
小計	8,427,089	(8,427,089)	(0)	(0)
合計	35,506,004	(35,506,004)	(0)	(0)

4.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	11,607,026	3,254,934	8,352,092
建物付属設備	2,989,650	2,921,522	68,128
工具・器具・備品	531,885	525,016	6,869
合計	15,128,561	6,701,472	8,427,089

5.指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内容	金額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	320,198
合計	320,198

令和 4年 3月31日現在

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記　2.基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載している。

2. 事業復活支援金の明細

当事業年度に給付を受けた事業復活支援金1,000,000円については、従事割合に従い以下のように按分している。

この金額を含めた金額を、「正味財産増減計算書内訳書　Ⅰ一般正味財産増減の部　1.経常増減の部　(1)経常収益　雑収益」に記載している。

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
従事割合	227	1	12	240
按分金額	945,833	4,167	50,000	1,000,000

財 産 目 録

令和 4年 3月31日現在

公益社団法人 東京都介護福祉士会　　（単位:円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金	みずほ銀行・錦糸町支店 2048264	運転資金として	2,212,569
	みずほ銀行・錦糸町支店 2048272	運転資金として	2,589,571
	みずほ銀行・錦糸町支店 2048280	運転資金として	1,003,443
	三井住友銀行・錦糸町支店 6733097	運転資金として	32,566
	江東信用組合・本店 2141448	運転資金として	42,287
	朝日信用金庫・猿江支店 0162130	運転資金として	5,827
	ゆうちょ銀行 10160-83670261	運転資金として	12,093
郵便振替	ゆうちょ銀行 00100-3-765171	運転資金として	321,974
未収入金			
受取会費		公益目的事業及び管理目的の業務に関する未収入金	25,000
地域ブロック活動費返金		公益目的事業に関する未収入金	66,140
流 動 資 産 合 計			6,311,470
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	江東信用組合・本店 2114831	公益目的事業に関する保有財産	10,000,000
定期積金	ゆうちょ銀行 10160-83670261	公益目的事業に関する保有財産	10,000,000
土地		公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に関する保有財産	7,078,915
特定資産			
建物		公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に関する保有財産	8,352,092
建物付属設備		公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に関する保有財産	68,128
工具・器具・備品		公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に関する保有財産	6,869
その他固定資産			
出資金		公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に関する保有財産	10,000
固 定 資 産 合 計			35,516,004
資 産 合 計			41,827,474
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
諸謝金		公益目的事業に関する未払金	31,176
未払費用			
委託料		公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に関する未払費用	1,594,881
未払法人税等			
3年度法人税等		収益目的事業に関するに関する未払金	70,000
未払消費税等			
3年度消費税等		公益目的事業、収益目的事業及び管理目的の業務に関するに関する未払金	59,200
流 動 負 債 合 計			1,755,257
2 固定負債			
固 定 負 債 合 計			0
負 債 合 計			1,755,257
正 味 財 産			40,072,217

監　査　報　告　書

私たち監事は、令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月31日までの令和3年度における理事の職務の執行に関して理事から報告を受け、各監事協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監事の監査の方法の概要

各監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿の調査を行い、事業報告、事業報告の付属明細書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書、財産目録（以下、「財務諸表等」という。）につき検討を加えました。

2．監査の結果

（1） 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、「財務諸表等」の記載と合致しているものと認めます。

（2） 「財務諸表等」は、法令及び定款に従い、法人の財産及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。

（3） 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

（4） 理事の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月 10日

公益社団法人 東京都介護福祉士会

監事 西岡 修 印

監事 河内 律子 印

第２号議案

令和４年度役員選任に関する件

【任期】令和４年６月４日～令和６年定時社員総会終結の時まで

改選前	改選後
正会員理事	**正会員理事**
内田　千惠子 株式会社　あいゆうサポート	浦尾　和江　田園調布学園大学
浦尾　和江　田園調布学園大学	小幡　真也　介護老人保健施設　フロリール調布
小幡　真也　介護老人保健施設　フロリール調布	蔵本　孝治　明治安田システム・テクノロジー株式会社
永嶋　昌樹　日本社会事業大学	小林　秀行　特別養護老人ホーム　高ケ坂ひかり苑
溝呂木　大介 株式会社喜咲　野いちご訪問看護ステーション	品川　智則　東京YMCA医療福祉専門学校
村田　小百合 株式会社アイルート　むさし介護アカデミー	永嶋　昌樹　日本社会事業大学
望月　太敦　杉並区立重症心身障害児通所施設　わかば	宮里　裕子　日本福祉教育専門学校
	望月　太敦　杉並区立重症心身障害児通所施設　わかば
外部理事	**外部理事**
小川　勝　東京都老人保健施設協会	大久保　佳世 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会
櫻川　勝憲 東京都社会福祉協議会 東京都高齢者福祉施設協議会	八子　久美子 介護福祉士養成施設協会　東京部会
八尾　勝　介護福祉士養成施設協会　東京部会	
監事	**監事**
河内　律子　山野美容専門学校	池田　静香　聖徳大学
西岡　修　社会福祉法人白十字会　白十字ホーム	西岡　修　社会福祉法人白十字会　白十字ホーム

第３号議案

定款変更に関する件

公益社団法人

東京都介護福祉士会

定　　款

令和４年６月４日改訂

定 款

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 当法人は、公益社団法人東京都介護福祉士会と称する。

（主たる事務所の所在地）

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 当法人は、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる 福祉社会を実現しようとする、公益社団法人日本介護福祉士会の理念に基づき、高齢 者及び障害者等、福祉ニーズを有する人々に最適なサービスを提供するため、保健、 医療、福祉、その他関連業務に従事する人々と連携を図り、それぞれの福祉サービスの質の向上に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 介護福祉士の知識及び技術向上のための研修及び育成事業

(2) 介護の実態及び技術等の介護福祉に関する調査研究に関する事業

(3) 介護人材養成研修及び現任研修事業

(4) 介護従事者等に対する介護相談及び情報提供等の介護福祉の普及啓発事業

(5) 介護福祉を通じて、東京都民の社会福祉の増進や権利擁護に資する事業

(6) 公益社団法人日本介護福祉士会との連絡調整及びその事業への協力に関する事業

(7) 福祉サービス第三者評価事業

(8) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都域内において行うものとする。

第 3 章 会 員

（種別）

第 5 条 当法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 2 項に規定する介護福祉士であって、東京都内に居住又は就業しており、本会の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人~~及び団体~~
(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
(4) 学生会員　当法人の目的に賛同し入会した介護福祉士養成校の学生個人
(5) 団体会員　当法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体及び法人
2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）
第 6 条 会員の入会については、特に条件を定めない。
2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書に入会金及び会費を添えて会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければ ならない。
3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、 本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならな
2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
3 学生会員は、社員総会において別に定める学生会費を納入しなければならない。
4 団体会員は、社員総会において別に定める団体会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
(3) 社会福祉士及び介護福祉士法第 32 条及び第 42 条の規定により登録を取り消されたとき。
(4) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
(5) 除名されたとき。
(6) 総正会員が同意したとき。

（退会）
第 9 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により、これを除名することができる。この場合、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款その他の規則に違反したとき
(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第 11 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

（総会の種別）
第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の 2 種とする。

（総会の構成）
第 13 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第 14 条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める次の事項について決議する。
(1) 事業報告の承認
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5) 会費及び入会金の金額
(6) 会員の除名
(7) 定款の変更
(8) 解散及び残余財産の処分
(9) 理事会において社員総会に付議した事項
(10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（総会の開催）
第 15 条 定時社員総会は、年に 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

（総会の招集）
第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。
3 社員総会を招集するときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。
(1) 社員総会の日時及び場所
(2) 社員総会の目的である審議事項
(3) 社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することが出来る旨

（総会の議長）
第 17 条 社員総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（議決権）
第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（決議）
第 19 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を持も って行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を

選任することとする。

（書面による議決権行使等）
第 20 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第 21 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又 は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
2 前項の議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員、相談役、顧問及び事務局

（役員の設置）
第 23 条 当法人に次の役員を置く。
(1) 理事 10 人以上 20 人以内
(2) 監事 1 人以上 3 人以内
2 理事のうち、1 人を会長とし、副会長を若干名置くことができる。
3 前項のうち、会長をもって一般法人法の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
4 理事のうち、必要に応じて常務理事を置くことができる。常務理事をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議において選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会において選任する。
3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様と する。
5 一般法人法第 65 条各号のいずれかに該当する者は、当法人の役員になることができない。
6 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財 産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）
第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第 29 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（相談役）
第 30 条　本会に任意の機関として若干名の相談役を置く。
2 相談役は、次の職務を行う。
(1) 会長の相談に応じること
(2) 理事会からの諮問された事項について参考意見を述べること
3 相談役は、本会の理事の任にあった者で、理事会において選任する。
4 相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（顧問）
第 31 条 本会に任意の機関として若干名の顧問を置く。
2 顧問は、次の職務を行う。
(1) 会長の相談に応じること
(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
3 顧問は、理事会において選任する。
4 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（事務局）
第 32 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置く。
3 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
4 前項以外の職員は、会長が任免する。
5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 6 章 理事会

（構成）

第 33 条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事を持って構成する。

（権限）
第 34 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項の決議もしくは職務を行う。
(1) 社員総会に付議すべき事項
(2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
(3) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
(4) 本会の業務執行の決定
(5) 理事の職務の執行の監督
(6) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
(7) その他社員総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

（招集）
第 35 条 理事会は会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）
第 36 条 理事会の議長は、会長が行う。

（決議）
第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成）
第 39 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の管理）
第 40 条 当法人の資産の管理は会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

（事業年度）
第 41 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第 42 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を 経て、次期の定時社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、 定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、 会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第 44 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（会計原則）
第 45 条 当法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の慣行に従うものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第 46 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第 47 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 48 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 49 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）
第 50 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

（個人情報の保護）

第 51 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定める公益認定を受けた日から施行する。

2 この定款の変更は、令和４年６月４日から施行する。